

大通達甲（保安）第2号  
令和2年3月25日

|      |        |
|------|--------|
| 簿冊名  | 例規（1年） |
| 保存期間 | 1年     |

本部各課・所・隊長  
警察学校長 殿  
各警察署長

生活安全部長

### 生活経済事犯対策の積極的推進について（通達）

高齢者等の社会的弱者に多大な被害をもたらす利殖勧誘事犯及び特定商取引等事犯、通常の社会生活を営むことを著しく困難にさせるヤミ金融事犯、安全・安心な暮らしの基盤となる良好な生活環境を破壊する環境事犯、県民の健康を脅かす可能性が高い保健衛生事犯及び食の安全に係る事犯、県民に身近な経済活動の公正を害する知的財産侵害事犯を始めとした生活経済事犯は、県民の日常的な経済生活における安全と安心に大きな脅威を与えるものであり、このような生活経済事犯を看過することはできない。

各所属にあっては、生活経済事犯による県民の被害全体の最小化を目標として、検挙活動を推進するとともに、総合的な被害防止対策と被害回復支援策を積極的に推進されたい。

なお、「生活経済事犯対策の積極的推進について」（令和元年6月11日付け大通達甲（生活環境）第2号）は、廃止する。

### 記

#### 第1 生活経済事犯対策の目的

生活経済事犯対策は、犯罪の発生の予防、被害の拡大防止、安全で平穏な生活の確保等に資する捜査等の諸対策を推進することを目的とする。

#### 第2 生活経済事犯対策の基本姿勢

生活経済事犯対策の推進においては、前記第1に掲げる目的を最大限達成するよう、次の県民生活を脅かす悪質な事犯に重点を置くなど、戦略的視点を持って当たること。

- (1) 県民の安全・安心を著しく脅かす事犯
- (2) 被害の拡大しつつある事犯
- (3) 暴力団等の犯罪者グループが関与する事犯及び警告、行政処分等無視して行われた事犯等悪質な事犯
- (4) 新たな犯罪手法を用いるなど放置すれば同種事犯のまん延のおそれがある事犯
- (5) 大規模な事犯等社会の注目を集める事犯

#### 第3 生活経済事犯対策の推進事項

##### 1 生活経済事犯捜査の推進

- (1) 被害の拡大防止に向けた早期事件化の推進

生活経済事犯の捜査においては、被害拡大防止の観点を持って早期に着手するよう努め、事案の性質に応じて、各種法令を活用した先行的な捜索・差押えを行うこと。

特に、利殖勧誘事犯、特定商取引等事犯及びヤミ金融事犯については、多額の被害を発生させることに留意し、早期事件化に取り組むよう努めること。

(2) 犯罪者グループの壊滅に向けた突き上げ捜査の推進

生活経済事犯においては、実行犯の背後に首謀者が存在することが少なくない実態を踏まえ、突き上げ捜査を徹底し、犯罪者グループの壊滅を図ること。

また、生活経済事犯において不正に利用されている預貯金口座や携帯電話等は犯行を支える重要なツールであることから、これらに関する違法行為の取締りを推進し、犯罪者グループによる活動の阻止を図ること。

(3) 広域事犯に対応するための合同・共同捜査等の推進

生活経済事犯捜査に当たっては、必要に応じ、各部門の連携のほか、関係する都道府県警察における情報の共有に努め、他の都道府県警察との合同・共同捜査を推進すること。

2 被害拡大防止対策の推進

(1) 関係機関・団体との連携強化等による事犯の早期把握

生活経済事犯は、警察が被害を認知するまでに日数を要し、その間に被害が拡大することが少なくないことから、被害相談に対して適切に対応するとともに、消費生活センター等関係機関・団体との連携強化、インターネット上のサイバーパトロールの活用等の積極的な情報収集により事犯の早期把握に努めること。

なお、被害相談に対しては、被害者等の心情に配慮しつつ誠実かつ適切に対応し、その要望を的確に汲み取るとともに、必要に応じて他の適切な期間、弁護士会等を紹介するなど、関係機関・団体相互の役割分担を踏まえた適切な対応をとること。

また、被害相談が適切になされるよう、生活経済事犯に係る相談対応を行う機会を有するものに対する指導教養を行うこと。

(2) 迅速かつ機敏な対応による被害拡大防止対策の推進

生活経済事犯を認知した際には、捜査の進捗状況を踏まえた上で、違反者に対する口頭又は電話による警告、生活経済事犯に利用された預金口座の金融機関への情報提供、携帯音声通信事業者に対する契約者確認の求め等を積極的かつ迅速に実施することにより当該違法行為を中止させ、被害拡大防止を図ること。

なお、被害の拡大が予想される新たな手口を把握した場合には、捜査の着手及び検挙を待たず、速やかに生活安全部保安課長に報告するとともに、被害の拡大を防ぐため緊急を要する場合には、広報の必要性についても検討すること。

3 再発防止対策の推進

(1) 犯罪収益の剥奪と被害回復の支援の強化

生活経済事犯を敢行する者に対し効果的な制裁を科し、再発防止を図るため、没収、追徴その他の手続による犯罪収益の剥奪が徹底して行われ、又は罰金の併科、犯罪による利益に対する課税、犯罪に利用された預預金口座の取引停止等が行われるよう、検察庁、国税局、金融機関等と協力して所要の措置を執ること。

また、被害回復を支援するため、被害回復給付金支給制度について被害者等に説明することや、被害回復分配金が適切に支払われるようにするため犯罪に利用された預貯金口座について金融機関へ情報提供等することなどにより、被害者による被害回復を可能な限り積極的に支援するとともに、必要な場合には弁護士会等とも連携すること。

## (2) 関係機関と連携した再発防止対策の推進

検挙事件については、所要の捜査を遂げることは当然であるが、これにとどまることなく、その発生の背景、原因等を分析し、次のような諸対策を講ずることにより同種事犯の再発防止を図ること。

ア 広報啓発活動等情報の発信による県民の自主的被害回避の働き掛け及び関係業界への警鐘

イ 関係機関に対する違反事業者への行政上の措置の促進及び制度の改正等の提言、事業者団体を含む関係団体等に対する自主的な対策促進に向けた働き掛け

ウ 再発防止のための連絡会議の設置等による官民協働の再発防止システムの構築や社会的責任意識向上に向けた働き掛け

## 4 諸対策を推進するための基盤整備

### (1) 情勢の変化に応じた基盤整備

生活経済事犯に係る情勢は変化が激しいことから、これら情勢の変化に応じた体制の整備、新たな捜査手法の開発、捜査の効率的・効果的な実施に資するツール等資機材の整備等に努めること。

また、専門的かつ最新の知識及び技能を習得させるため、定期的に又は随時に実践的な教養を行うなど、専門性の高い人材の計画的育成に努めること。

### (2) 関係機関・団体との緊密な連携体制の確立

生活経済事犯については、罰則を定めた関係法令の施行に第一次的な責任を有する行政機関が存在する場合が通常であることを踏まえ、連絡会議の開催等により緊密な連携体制を確立し、情報の共有、被害拡大を含めた被害防止対策、被害回復支援対策、再発防止対策等が推進されるよう働き掛けること。

## 第4 留意事項

### 1 警察本部・警察署間の適切な役割分担

生活経済事犯は地域住民の生活に密着した犯罪であることから、警察署に被害相談が持ち込まれることが多く、犯罪性の確認、被害者の特定等の基礎捜査は警察署において行われることが期待される。しかし、同時に生活経済事犯は広域性があり犯行手口も複雑な場合も多く、事犯の全容解明のためには生活安全部保安課（以下「保安課」という。）の指導・応援が必要となることが少なくない。事件の端緒把握から被疑者の検挙までを適切かつ効率的に行っていくため、保安課と警察署は適切な役割分担の下に緊密な連携をとること。

### 2 適正捜査の推進

生活経済事犯捜査については、保安課及び警察署の担当幹部が、捜査の進捗状況を確実に把握することにより、事件の認知、捜査の着手、強制捜査、検察官への送致（付）等の各段階に応じ、適正捜査を確保しつつ、適切な指導を行うこと。

なお、生活経済事犯は、暴力団員等により反復継続して敢行される悪質なものが多い一方で、一般市民が一時的な規範意識の緩みから比較的軽微な事犯を犯してしまう場合も少なくないことから、その取締りに当たっては、事案の性質に応じた適切な対応に努めること。

（保安課企画・指導係）